

地域雇用開発能力開発助成金のご案内

地域の雇用開発・能力開発に取り組む企業を応援します。

※平成22年4月1日現在の内容です。

地域雇用開発能力開発助成金とは

雇用機会が著しく不足している地域（※1）において、その雇用する労働者の雇用開発・能力開発に取り組む事業主の方を支援するための助成制度です。

・当該地域に居住する求職者を雇い入れ
・計画的に職業訓練を実施

事業主（当該地域内に所在する事業所）へ
職業訓練の実施に要した費用の一部を助成

※1 雇用機会が著しく不足している地域とは、地域における就職が著しく困難な地域として、都道府県が策定した地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得た地域をいいます。（「[同意雇用開発促進地域](#)」）

具体的な対象地域については、厚生労働省、都道府県又は機構各都道府県センターにご確認ください。

地域雇用開発能力開発助成金を活用できる事業主

次のいずれにも該当する事業主であって、あらかじめ、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」といいます。）各都道府県センターの[受給資格認定](#)を受けていることが必要です。

- (1) [雇用保険の適用事業](#)の事業主であること。
- (2) 労働組合等の意見を聴いて[事業内職業能力開発計画](#)を作成している事業主であること。
- (3) 事業内職業能力開発計画に基づく[年間職業能力開発計画](#)を作成している事業主であって、当該計画の内容を従業員に対して周知している事業主であること。
- (4) [職業能力開発推進者](#)を選任し、職業能力開発サービスセンターに選任調書を提出していること。
- (5) [労働保険料](#)を過去2年間を超えて滞納していないこと。
- (6) 過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金についても[不正受給](#)を行ったことがないこと。
- (7) [同意雇用開発促進地域（※1）](#)内に居住している者を新たに雇い入れる事業主であること。
- (8) 職業訓練等を受けさせる期間において、所定労働時間労働した場合に支払われる[通常の賃金を支払っていること](#)。

地域雇用開発能力開発助成金の概要

①対象事業主

同意雇用開発促進地域内に**所在する事業所の**事業主

②対象労働者

同意雇用開発促進地域内に**居住**又は当該地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に**居住**している者（※2）で、**事業主に雇用されてから1年未満の者**または**内定者**（支給申請時まで被保険者になっている者に限ります。）

※2「隣接する同意雇用開発促進地域に居住」とは、事業所の所在する同意雇用開発促進地域と境界を接しており、かつ、同意雇用開発促進地域である地域に居住していることをいいます。

③対象訓練

・年間職業能力開発計画に基づき、対象労働者に**職務に関連した専門的な知識・技能を習得させるための訓練**であること。

・**OFF-JT（※3）**により実施される訓練であること。

（**事業主が自ら企画し実施する訓練**又は**教育訓練機関で実施される訓練**）

・1コースの訓練時間数が**10時間以上**であること。

※3「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる訓練をいいます。

④助成内容

中小企業・・・経費及び賃金の**2/3**を助成

大企業・・・経費及び賃金の**1/2**を助成

中小企業・大企業の区別について

本助成金は、**中小企業と大企業で助成率が異なります**ので、下表によって企業規模の判定を行ってください。

中小企業に分類されるのは、下表の「主たる業種」ごとに、AまたはBのいずれかに該当する企業です。ただし、営利法人以外の法人（以下「非営利法人」とします。（※））の場合は、「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。AとBのいずれにも該当しない企業は大企業と判定します。また、主たる業種については、営利法人・非営利法人ともに総務省の産業分類表によって該当する業種を判断します。

主たる業種	A 企業の資本の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下

※ 非営利法人には、公益法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、協同組合（農業協同組合・生活協同組合・信用協同組合など）、相互会社、中間法人などが該当します。

助成額について

地域雇用開発能力開発助成金は、訓練の実施に要した費用及び訓練実施時間に応じて支払った賃金について、中小企業は2/3、大企業は1/2に相当する額を助成します。

助成の対象となる内容

経費助成	〔事業主が自ら企画し実施する訓練の場合〕	〔事業外の教育訓練機関で実施される訓練の場合〕								
	<ul style="list-style-type: none">・訓練を実施するための設備・会場の借り上げ料・教科書代・教材費・部外講師の謝金（助成対象となる謝金の限度額は、講師1人つき1時間3万円です。）	<ul style="list-style-type: none">・教育訓練機関に対して支払う入学金及び受講料								
※経費助成限度額は、総訓練時間に応じて、それぞれ1人1コースあたり次のようになっています。										
<table border="1"><thead><tr><th>総訓練時間</th><th>経費助成限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>300時間未満</td><td>5万円</td></tr><tr><td>300時間以上600時間未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>600時間以上</td><td>20万円</td></tr></tbody></table>			総訓練時間	経費助成限度額	300時間未満	5万円	300時間以上600時間未満	10万円	600時間以上	20万円
総訓練時間	経費助成限度額									
300時間未満	5万円									
300時間以上600時間未満	10万円									
600時間以上	20万円									

賃金助成	OFF-JTによる訓練の実施期間中に支払った賃金のうち、訓練時間に応じた額について、中小企業は2/3、大企業は1/2に相当する額を支給します。 (賃金助成の時間数の限度は、1人1コースあたり1,200時間です。)
------	---

● 助成金支給の制限について

本助成金には、以下の制限が設けられています。

1. 一の受給資格認定に基づく助成金の支給額が、1事業所につき500万円を超える場合は、500万円が限度となります。なお、年間職業能力開発計画の期間が1年未満である場合には、1年間に対する当該期間の割合に応じた額を減じた額が限度額となります。
2. 1時間あたりの賃金助成額には、限度額が定められています。限度額は、雇用保険の基本手当の最高日額を、事業所の所定労働時間で除した額です。支給申請手続き時に機構各都道府県センターにご確認ください。

申請の手続き

1 職業能力開発推進者を選任し、職業能力開発サービスセンターのアドバイスを受け、労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画を作成する。



2 ①の事業内職業能力開発計画に基づき年間職業能力開発計画を作成し、機構都道府県センターへ受給資格認定申請書を提出し、認定を受けます。受給資格認定申請書の申請期間は、年間職業能力開発計画の期間に応じ、原則として下表のとおりとなっています。ただし、申請を初めて行う事業主については、初回のみ随時受け付けます。

認定申請期間	対象となる年間職業能力開発計画期間
3月1日 ~ 3月末日	4月1日 ~ 翌年3月末日
6月1日 ~ 6月末日	7月1日 ~ 翌年6月末日
9月1日 ~ 9月末日	10月1日 ~ 翌年9月末日
12月1日 ~ 12月末日	1月1日 ~ 12月末日



3 ②の認定を受けた年間職業能力開発計画の内容に従い、訓練等を実施する。



4 ③で実施した訓練について、機構が定める必要書類を添付のうえ、支給申請書を機構都道府県センターへ提出する。支給申請書の申請期間は、訓練等の終了時期に応じ、原則として下表のとおりとなっています。

支給申請期間	訓練等の終了時期
10月1日 ~ 11月末日	4月1日 ~ 9月末日
4月1日 ~ 5月末日	10月1日 ~ 翌年3月末日



機構都道府県センターによる申請書類の審査のあと支給決定・送金

地域雇用開発能力開発助成金に関するお問い合わせは

独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターまでどうぞ
お電話でのお問い合わせは全国どこでも



いいこよう
0570-001154 (全国共通)

- ご利用時間は9:00~17:00 (土日祝日は休業)
- 最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。
- 携帯電話・PHSからはご利用になれません。
- NTT回線以外の方は、一部つながらない場合もあります。
- 通話料はお客様負担となります。